

学校運営協議会、学校評議員、「まち」とともに歩む学校づくり懇話会 の比較 （令和元年5月）

	学校運営協議会	学校評議員	「まち」とともに歩む学校づくり懇話会
根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6	学校教育法施行規則第49条 横浜市立学校の管理運営に関する規則第4条の3	「まち」とともに歩む学校づくり懇話会の設置について(平成14年12月12日教育長通知)
役割	学校運営への参画や連携・協働を進めることで、保護者や地域住民と学校が一体となった学校運営の改善や、児童・生徒の健全育成に取り組む	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たす	開かれた学校づくりのため、地域住民に学校の状況を周知し、相互に意見交換を行う
メンバー	地域住民、保護者、学校運営に資する活動を行う者、学識経験者、学校長など	教育に関して理解や識見を有するもの(例えば、地域住民、保護者、学識経験者など)	地域組織、各種団体、保護者、有識者、他の教育関連機関、学校施設利用団体など
人数	15名以内(複数校による協議会は20名以内)	原則5名以内	任意(多くは20人前後)
任命・委嘱	校長の推薦により、教育委員会が任命	校長の推薦により教育委員会が委嘱	校長が委嘱
主な活動内容(権限)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する</li> <li>・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる</li> <li>・教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長の求めに応じて、学校運営に関し意見を述べる(具体的な権限はない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校づくり等に関する意見交換等(具体的な権限はない)</li> </ul>